

令和６年度３月補正予算（案）の概要について

国民健康保険特別会計

（歳入）

（３）県支出金	△ 1 9 2, 6 9 6 千円
高額療養費等の減少に伴う普通交付金の減額	
（４）財産収入	5 0 3 千円
基金運用利子の増による増額	
（５）繰入金	1 7 6, 9 0 9 千円
決算見込による一般会計繰入金、及び基金繰入金の増額	
（６）諸収入	6 0 2 千円
決算見込みによる増額	

（歳出）

（１）総務費	△ 6, 8 8 3 千円
決算見込みによる委託料等の減額	
（２）保険給付費	△ 1 8 0, 2 6 2 千円
療養給付費、高額療養費等の実績及び決算見込みによる減額	
（３）保健事業費	△ 3, 5 9 4 千円
決算見込による委託料等の減額	
（４）基金積立金	5 0 3 千円
基金利子積立てによる増額	
（５）諸支出金	1 7 5, 5 5 4 千円
令和５年度保険給付費等交付金（普通交付金）の確定に伴う償還金の増等	

令和６年度 国保特別会計３月補正予算（案）

【歳入】

（単位：千円）

科 目	当初	6月補正	8月補正	9月補正	12月補正	3月補正	計
国民健康保険税	1,336,803						1,336,803
使用料及び手数料	671						671
国庫支出金	10	4,826					4,836
（国庫補助金）災害臨時特例補助金	10						10
（国庫補助金）社会保障・税番号制度システム整備費等補助金		4,826					4,826
県支出金	7,569,585	128		199		△ 192,696	7,377,216
（県補助金）保険給付費等交付金（普通交付金）	7,414,276			199		△ 181,940	7,232,535
（県補助金）保険給付費等交付金（特別交付金）	155,309	128				△ 10,756	144,681
財産収入	180					503	683
国保財政調整基金利子収入	180					503	683
繰入金	1,177,936	228	8,470	4,825	3,648	176,909	1,372,016
（一般会計繰入金）一般会計繰入金	294,991	228	8,470	4,825	3,648	48,263	360,425
（一般会計繰入金）保険基盤安定制度繰入金	407,765					20,270	428,035
（一般会計繰入金）未就学児均等割保険税繰入金	2,148					△ 39	2,109
（一般会計繰入金）産前産後保険税繰入金	590					△ 7	583
（基金繰入金）国保財政調整基金繰入金	472,442					108,422	580,864
繰越金	1			204,358			204,359
前年度繰越金	1			204,358			204,359
その他繰越金							0
諸収入	38,054					602	38,656
（雑入）延滞金及び過料	25,051						25,051
（雑入）滞納処分費	1						1
（雑入）第三者納付金	10,000					602	10,602
（雑入）返納金	2,001						2,001
（雑入）償還金	1,000						1,000
（雑入）雑入	1						1
計	10,123,240	5,182	8,470	209,382	3,648	△ 14,682	10,335,240

補正後基金残高	1,223,199			1,427,557		1,319,638
---------	-----------	--	--	-----------	--	-----------

【歳出】

（単位：千円）

科 目	当初	6月補正	8月補正	9月補正	12月補正	3月補正	計
総務費	212,426	5,182	8,470	4,825	3,648	△ 6,883	227,668
保険給付費	7,435,372			199		△ 180,262	7,255,309
一般被保険者療養給付費	6,300,000					△ 130,000	6,170,000
退職被保険者等療養給付費	100						100
一般被保険者療養費	43,920						43,920
退職被保険者等療養費	1						1
一般被保険者高額療養費	1,041,067					△ 50,000	991,067
退職被保険者等高額療養費	1						1
一般被保険者高額介護合算療養費	1,350			199			1,549
退職被保険者等高額介護合算療養費	1						1
移送費	100						100
出産育児一時金	12,000					1,088	13,088
葬祭費	9,000					950	9,950
傷病手当金	90						90
審査支払手数料	27,742					△ 2,300	25,442
国民健康保険事業費納付金	2,350,589						2,350,589
医療給付費分	1,535,160						1,535,160
後期高齢者支援金等分	627,017						627,017
介護納付金分	188,412						188,412
保健事業費	107,173					△ 3,594	103,579
基金積立金	180			204,358		503	205,041
国保財政調整基金積立金	180			204,358		503	205,041
諸支出金	16,500					175,554	192,054
償還金	15,500					175,554	191,054
高額療養費貸付金	1,000						1,000
出産育児一時金貸付金	0						0
予備費	1,000						1,000
計	10,123,240	5,182	8,470	209,382	3,648	△ 14,682	10,335,240

令和7年1月30日
総務部納税課作成

令和6年度 酒田市国民健康保険税収納状況について(12月末現在)

1 12月末現在の収納状況

- 現年課税分の調定額は14億619万5千円、前年同期比では昨年と同様に5,196万4千円の減少となっています。これは、被保険者が減少していることが大きな要因です。
- 収納率については、前年同期比で現年課税分0.04ポイント低下、滞納繰越分3.22ポイント上昇、全体では0.96ポイント上昇しています。
滞納繰越分の収納率の上昇は、特別療養費支給制度（旧国保資格証明書）を活用した効果によることが要因です。
- まだ年度途中であるため、納期限が到来していない1月・2月分があります。
最終的な決算ベースでは、例年並みの収納率になると見込んでいます。
- 引き続き、加入者の状況に応じた納付相談や適正な滞納処分などを行い、国保財政の安定化と負担の公平性の維持に努めます。

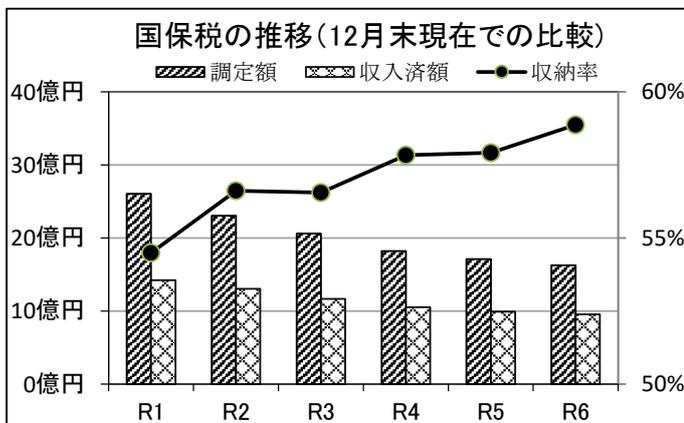
2 収納状況表

(単位：千円、端数四捨五入)

		予算現額	調定額(a)	前年同期比 増減	収入済額(b)	前年同期比 増減	収納率 (b/a)%	前年同期比 増減ポイント
現年 課税 分	6年度	1,281,403	1,406,195	△ 51,964	905,155	△ 33,974	64.37%	△ 0.04
	5年度	1,308,503	1,458,159	△ 60,789	939,129	△ 45,992	64.41%	△ 0.45
	4年度	1,480,203	1,518,948	△ 187,299	985,121	△ 110,194	64.86%	0.67
滞納 繰越 分	6年度	55,400	218,908	△ 32,995	51,509	370	23.53%	3.23
	5年度	65,000	251,903	△ 50,124	51,139	△ 16,793	20.30%	△ 2.19
	4年度	74,500	302,027	△ 52,906	67,932	△ 2,337	22.49%	2.69
合計	6年度	1,336,803	1,625,103	△ 84,959	956,664	△ 33,604	58.87%	0.96
	5年度	1,373,503	1,710,062	△ 110,913	990,268	△ 62,785	57.91%	0.08
	4年度	1,554,703	1,820,975	△ 240,205	1,053,053	△ 112,531	57.83%	1.28

3 出納閉鎖期に向けた取り組み

- (1) 滞納者への文書及び電話による催告の実施
- (2) 世帯状況に応じた納付相談の実施
- (3) 預金等照会システムによる財産の早期発見、差押えの実施



4 納付方法が多様に

令和5年度から納付書に地方税統一QRコードを表示しており、クレジットカード払いやスマホ決済に加え、ほぼ全国の金融機関からの納付が可能になるなど納付方法が多様化され、納税者の利便性が向上しました。

納付方法の多様化により、口座振替やコンビニ納付の割合が減少し、クレジットカード払いやスマホ決済の割合が増加しています。特に30代・50代・60代にその傾向が見られます。

令和7年度酒田市国民健康保険事業計画（案）の概要

概 要

平成30年度から県と市町村の共同運営による国保の県単位化が実施され、県が財政運営の責任主体となり、市町村は引続き各地域のきめ細かな事業を担うこととされた。県単位化後の国保は、「山形県国民健康運営方針」の共通認識の下、県と市町村による共同運営が図られており、これまで保険税水準の統一や、事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第2期山形県国民健康保険運営方針（令和6年度～11年度）の対象期間である、令和7年度から令和11年度にかけて納付金ベースの統一を図っていくこととなり、段階的に医療費指数反映係数（ α ）を0に近づけていくこととなった。

酒田市国保の運営においては、これまで条例上の規定より積みあがった基金について、積み立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で減税（令和2年度から5年度、6年度は据置）を実施してきたが、基金残高が条例上の規定額に達する見込みとなってきたことから、当初の被保険者への還元という目的は果たしたと考えられる。今後は健全かつ安定的な運営を図っていくため、令和7年度の国保税率を令和3年度の水準とし、国保財政調整基金残高の推移、納付金ベースの統一の影響等を注視しながら、以下の重点事業に取り組んでいく。

重点事業

【マイナ保険証への移行に係る取組】

保険証の廃止に伴い交付されることとなる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の発行、及びマイナ保険証に係るシステムへのデータ反映等について円滑な業務を図る。

【データヘルス計画に基づく保健事業の推進】

第3期計画（令和11年度まで）に基づき、特定健診受診率向上対策、特定健診受診者フォローアップ、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施】

令和4年度より75歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を健康課を中心に取組んでいる。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの担当各課と相互に連携し実施する。

【特定健診・特定保健指導】

第4期計画（令和11年度まで）に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診率等の達成を目指すとともに、引き続き健康課、関係機関等と連携を図り、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努める。

また、県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画予定。

令和７年度 酒田市国民健康保険事業計画（案）

I 概要

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、平成30年度から県と市町村が国民健康保険を共同で運営する国保の県単位化が実施された。これにより、県が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うとともに市町村は県に国保事業費納付金を納付、県は市町村に保険給付に必要な費用として保険給付費等交付金を交付するなど、財政運営の仕組みが大きく変化した。また、県と市町村が保険者の事務を共通認識のうえ、統一的な国保運営を行うこととなっており、「山形県国民健康保険運営方針（平成30年度～令和5年度）」対象期間中に、保険税水準の統一や事務の標準化に向けた取り組みについて議論を行ってきたところである。

その結果、保険税水準の統一については、第2期山形県国民健康保険運営方針（令和6年度～11年度）の対象期間である、令和7年度から令和11年度にかけて段階的に医療費指数反映係数（ α ）を0に近づけていくこととなった。

酒田市国保の運営においては、これまで条例上の規定より積みあがった基金について、積み立ての原資（税）を納付いただいた被保険者に還元するという目的で減税（令和2年度から5年度、6年度は据置）を実施してきたが、基金残高が条例上の規定額に達する見込みとなってきたことから、当初の被保険者への還元という目的は果たしたと考えられる。今後は健全かつ安定的な運営を図っていくため、令和7年度の国保税率を令和3年度の水準とし、国保財政調整基金残高の推移、納付金ベースの統一の影響等を注視しながら、以下の重点事業に取り組んでいく。

1 国保財政健全化対策

(1) 国・県の公費

より一層の経営努力と安定した財政運営が可能な交付金等の確保に努める。

(2) 国民健康保険税

本市における直近年度の収納率については、収納率向上対策等により前年度を上回っている状況であるが、社会・経済情勢の影響による低下も懸念される。税財源及び負担の公平性を確保するためにも、引き続き、収納対策の充実に取り組むこととし、現年度分の収納率は（※）96.28%を目標とする。

また、市広報、ホームページ、国保さかた等を通じて市民に国保財政の状況や制度等を丁寧に周知し、納税意識の高揚に努める。

（※）第2期山形県国民健康保険運営方針における令和7年度目標収納率

2 収納率向上への対策

(1) 市税等収納率向上特別対策本部活動方針に基づき、以下の対策により税収の確保を

図る。

- ①「滞納を繰り返さない。その年に課税された税金はその年に徴収する。」という納税本来のあり方を推進する。
- ②財産調査や差押え、インターネット公売など適切な滞納整理の実施
- ③地方税共通納税システム（eLTAX）などによるキャッシュレス決済、コンビニエンスストア収納や口座振替など多様な納付環境の整備
- ④関係機関と連携した連携した租税教育及び普及啓発の実施
- ⑤適切・効果的な債権回収を図るための研修・人材育成

3 医療費適正化への対策

(1) レセプト点検の充実

- ① レセプト点検業務を国保連合会及び民間業者に全面委託することにより、点検効果の向上、医療費の適正化に努める。（内容点検効果額は、全国平均の額を目標とする。）
- ② 第三者行為求償事務を豊富な知識と高い専門性を有する国保連合会に委託することにより、求償事務の取組強化を図るとともに、自損行為、不当利得の給付の適正化に努める。（新聞等の情報活用）
- ③ レセプト点検により発見された、重複受診者、頻回受診者、重複・多剤服薬者への保健師・在宅看護師による戸別訪問指導を実施する。
- ④ 介護保険との給付調整の適正化に努める。
- ⑤ 柔道整復施術療養費については、令和４年度より県の柔道整復施術療養費適正化事業の開始に移行し、患者調査の実施や、コールセンターにおいて照会対象者からの問合せ対応を行う。

(2) 医療費通知の実施

被保険者から医療費に関心をもってもらうとともに、年間の受診内容を確認してもらうため、医療費通知の発行を行う。

(3) ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の利用促進のため、現在使用している医薬品との自己負担額に一定額の差額を生じる方に対して年３回通知し、数量ベースでの使用率 86.5%を目標とするとともに、県連合会設置のコールセンターにおいて被保険者からの問合せ対応を行う。

(4) 医療費動向の分析

- ① 国保データベース（KDB）システム等を活用し、医療費諸率の調査、分析等を行い、医療費適正化対策に活用する。
- ② 医療費分析及び疾病統計分析の結果を、地域における保健事業、戸別訪問指導に活用する。
- ③ 特定健康診査等データを活用し、健康課題の分析を行う。

(5) 医療情報ネットワーク（ちょうかいネット）を通じた健康診断等情報の提供

同意があった国保被保険者の健康診断等情報を、ちょうかいネットを通じて参加

【資料（３）－２】

医療機関等に提供を行う。これにより、受診者の健康診断等情報が共有され、検査等の重複防止等、効率的な医療の提供に資する。

- (6) 健康づくりの推進に向けた包括的事業連携協定による全国健康保険協会山形支部との連携

市民の健康づくりの推進に向け、相互に連携・協力した取り組みを通じて、市民の一層の健康的な生活の実現を図るために、平成28年度に締結した包括的事業連携協定に基づき、特定健診受診案内の連携した広報による各種検診の受診促進、検診結果・医療費情報等の統計データの共有等を行う。

- (7) 花王健康保険組合との連携

花王健保組合加入のシニア層が退職などにより本市国保に移行した後も健康を保持できるように、加入時から自治体の取り組みを意識した健康事業を取り入れてもらうため、本市で開催される健康づくり事業の紹介などの情報提供を行う。

4 適用適正化への対策

- (1) 国民年金の加入者、喪失者、及びオンライン資格システム上の資格重複者に対する届出勧奨通知を実施し、早期の適用適正化に努める。
- (2) 年金情報及びオンライン資格確認による資格重複情報を活用した職権での資格喪失処理を実施し、適正な資格管理に努める。
- (3) 1月～2月を適用適正化月間とし、関係課とともに適正化を推進する。
- (4) 新規適用者の遡及確認を徹底する。
- (5) 被保険者資格等の適正な把握に努める（未申告世帯に対するお知らせ、高額療養費や限度額適用認定証等の申請時における申告指導）。
- (6) 遡及加入・喪失は滞納につながりやすいため、届出が遅延しないよう商工会議所・商工会を通じ事業主への協力を依頼する。
- (7) 居所不明者の実態調査及び資格喪失処理については、事務処理要綱に基づいて納税課、市民課との連携のもと効率的に行う。
- (8) マル学の該当・非該当届について、市民課等と連携のうえ確実かつ効率的に実施する。

5 保健事業の充実

- (1) 健康づくり事業の推進

- ① 特定健診及び人間ドックの受診率を高め、疾病の早期発見・早期治療により健康の保持・増進と医療費の適正化に努める。
- ② 特定健診の受診率向上のため、経年未受診者への受診勧奨等を行う。
- ③ 食生活改善推進員と連携し、各種栄養教室等を開催する。
- ④ 広報誌等により健康教育を推進する。
- ⑤ 健康課、医師会、庄内保健所等と連携し、がん検診受診率の向上に努める。

- (2) 在宅看護師による保健指導

人間ドック要精検者等に対し、在宅看護師による疾病の予防や健康づくりを中心と

した保健指導を実施する。

(3) データヘルス計画（第３期）に基づく保健事業の推進

① 特定健診未受診者対策

経年未受診者への受診勧奨の強化、４０歳到達者への無料クーポン券送付による受診勧奨

県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画予定

② 早期介入保健指導

３５歳から３９歳までの若年者健診対象者に対する受診勧奨及び健診料金の助成

③ 特定健診受診者へのフォローアップ

特定健診の結果を踏まえた医療機関への適切な受診勧奨

④ 健康教育

糖尿病・高血圧症予防の教室、運動教室の実施

6 広報及び職員の研修体制

(1) 広報事業の充実

① 制度改正についての市広報及びホームページへの記事掲載、酒田エフエム放送、市政情報モニター等でのPR、医療費通知及びジェネリック差額通知の摘要欄の活用、制度概要等のパンフレットを市窓口等へ配置する。

② 「国保さかた」の年４回の広報折り込みを行うとともに、周知事項については必要に応じて随時広報等に掲載する。

③ ジェネリック医薬品の利用促進のため、更新時に送付する保険証の台紙の裏面に希望シールを添付するとともに、パンフレットを窓口へ配置する。

④ 山形県保険者協議会との共同広報キャンペーンとして、窓口へのチラシ配置、ホームページへの掲載を行う。

(2) 職員の研修体制の充実

① 国、県、国保連合会、国保中央会主催の各種研修会に積極的に参加し、資質の向上を図る。

② 新規配属職員などに対し、新たな制度運用等に関する課内研修及び国保関係課合同研修を実施する。

③ 業務マニュアル等の作成・活用により、課全体の業務の理解を深め、課内の意思疎通、市民サービスの向上に努める。

④ 市民対応の質の向上のため、課内接遇研修を実施する。

7 重点事業

(1) 国民健康保険財政の健全な運営

今後も、高齢化の進展等により一人当たり医療費の増加が見込まれるものの、引き続き国民健康保険事業を安定的に実施していくため、国保税収納率向上対策の実施や市民に対する納税意識の高揚を図りながら歳入確保に努めるとともに、医療費適正化

【資料（３）－２】

対策により一人当たり医療費の伸びの抑制に努め、国保財政の健全な運営を図っていく。

(2) 市町村事務処理標準システムの稼働

市町村が行う資格管理、賦課、給付等の国保業務を支援するために国が開発した市町村事務処理標準システムを、令和５年２月から稼働している。市町村事務処理標準システムの導入により、事務の効率化等を図る。

(4) 特定健診・特定保健指導の推進

令和６年度から令和１１年度までの６か年を期間とする第４期計画に基づき、特定健診・特定保健指導を実施し、目標受診実施率の達成を目指していく。

引き続き健康課、関係機関等と連携を取りながら、特定保健指導対象者の減少率などのデータ把握や受診率向上対策に努めていく。

また、県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画する予定。

(5) データヘルス計画に基づく保健事業の推進

令和６年度から令和１１年度までの６か年を期間とする第３期計画に基づき、特定健診受診率向上対策事業、特定健診受診者フォローアップ事業、糖尿病・高血圧症予防教室等の健康教育を実施し、被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図る。

(6) マイナ保険証への移行に係る取組み

保険証の廃止に伴い交付されることとなる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ」の発行、及びマイナ保険証に係るシステムへのデータ反映等について円滑な業務を図る。

(7) 各種申請手続きの簡素化・効率化

高額療養費の支給申請手続きの簡素化や、基準収入額適用について対象者からの申請を不要にするなどに取り組んできたが、今後も被保険者の利便性を考慮した簡素化・効率化を進める。

(8) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進

令和４年度より７５歳以上の高齢者に対する保健事業の一体的実施を関係課とともに実施している。引き続き、健康づくり、介護、国保、高齢者医療などの担当各課と相互に連携し取り組む。

令和７年度予算（案）の概要について

＜令和７年度予算の方針＞

- 1 健全な国保運営
 - ・収支均衡、国保財政調整基金残高、県納付金の見込み額に基づく、国保税率の改定。
- 2 収納率向上対策
 - ・eTAX を活用したキャッシュレス決済、コンビニエンス収納や口座振替等の多様な納付環境を提供するとともに、滞納者に対する納付相談や適正な滞納処分を進め、税収の確保に努める。
- 3 保健事業等の充実
 - ・各種保健事業（特定健診・特定保健指導の実施、人間ドック助成事業等）等の促進により、加入者の健康増進と健康寿命の延伸につなげ、医療費の適正化を図る。

国民健康保険特別会計

10,048,630千円

（歳入）

＜主な歳入の増減＞

- ・国民健康保険税（対前年度比：108,937千円）
税率改定による増（対6年度比：1人当たり年額9,172円増（12.65%増））
- ・県支出金（対前年度比：41,439千円）
医療費の増見込みによる保険給付費等交付金（普通交付金）の増
- ・繰入金（対前年度比：△227,326千円）
税率改定による国保税収の増に伴う国保財政調整基金繰入金の減

◆主な歳入

- | | |
|---------------------------------------------------------|-------------|
| （１）国民健康保険税 | 1,445,740千円 |
| （２）県支出金 | 7,611,024千円 |
| 保険給付費等交付金（普通交付金） | |
| 市町村が支払う保険給付費に要する費用 | |
| 保険給付費等交付金（特別交付金） | |
| 保険者努力支援分、特別調整交付金分、県繰入金、特定健康診査等負担金 | |
| （３）繰入金 | 950,610千円 |
| 一般会計繰入金（保険基盤安定制度、事務費、財政安定化支援、出産育児一時金の2/3など）、国保財政調整基金繰入金 | |
| （４）諸収入 | 39,053千円 |
| 延滞金、第三者納付金、返納金及び償還金など | |

（歳 出）

＜主な歳出の増減＞

- ・保険給付費（対前年度比：４０，９６１千円）
一般高額療養費の増による。
- ・国民健康保険事業費納付金（対前年度比：△１２９，５０３千円）
県の前期高齢者交付金収入が１６億円増加し、これを市町村に配分し、納付金減算を行ったため。

◆主な歳出

（１）総務費	２２９，６２５千円
国保事業を運営するための一般事務費	
（２）保険給付費	７，４７６，３３３千円
療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等に係る経費	
（３）国民健康保険事業費納付金	２，２２１，０８６千円
市町村の医療費水準や所得水準に応じて県が算定する納付金	
（４）保健事業費（※別紙資料参照）	１０２，６５１千円
（５）諸支出金	１６，４６０千円
国保税の還付等に係る償還金、高額療養費貸付金など	
（６）予備費	１，０００千円
不測の事態に備えるための経費	

令和7年度 国保特別会計 当初予算 (案)

【歳入】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和6年度(A)	令和7年度(B)	増減(C)	
国民健康保険税	1,336,803	1,445,740	108,937	8.1%
医療分	857,301	915,590	58,289	6.8%
後期高齢者支援金等分	346,451	398,530	52,079	15.0%
介護分	133,051	131,620	△ 1,431	△ 1.1%
使用料及び手数料	671	711	40	6.0%
国庫支出金	10	16	6	60.0%
災害臨時特例補助金	10	16	6	60.0%
県支出金	7,569,585	7,611,024	41,439	0.5%
保険給付費等交付金（普通交付金）	7,414,276	7,455,297	41,021	0.6%
保険給付費等交付金（特別交付金）	155,309	155,727	418	0.3%
財産収入	180	1,475	1,295	719.4%
繰入金	1,177,936	950,610	△ 227,326	△ 19.3%
保険基盤安定繰入金	407,765	433,689	25,924	6.4%
未就学児均等割保険税繰入金	2,148	2,241	93	4.3%
事務費等繰入金	210,525	228,161	17,636	8.4%
産前産後保険税繰入金	590	376	△ 214	100.0%
出産育児一時金等繰入金	8,000	8,000	0	0.0%
財政安定化事業繰入金	50,000	50,000	0	0.0%
国庫負担金減額分繰入金	26,466	33,664	7,198	27.2%
国保財政調整基金繰入金	472,442	194,479	△ 277,963	△ 58.8%
繰越金	1	1	0	0.0%
諸収入	38,054	39,053	999	2.6%
歳入合計	10,123,240	10,048,630	△ 74,610	△ 0.7%
国保財政調整基金残高見込み	1,220,261	1,126,634	△ 93,627	△ 7.7%

【歳出】

(単位：千円)

科 目	予算額			伸 率 (C/A)
	令和6年度(A)	令和7年度(B)	増減(C)	
総務費	212,426	229,625	17,199	8.1%
総務管理費	189,335	204,072	14,737	7.8%
徴税費	21,592	24,300	2,708	12.5%
運営協議会費	419	419	0	0.0%
趣旨普及費	1,080	834	△ 246	△ 22.8%
保険給付費	7,435,372	7,476,333	40,961	0.6%
療養給付費	6,300,100	6,250,000	△ 50,100	△ 0.8%
療養費	43,921	43,920	△ 1	△ 0.0%
高額療養費	1,041,068	1,131,941	90,873	8.7%
高額介護合算療養費	1,351	1,600	249	18.4%
移送費	100	100	0	0.0%
審査支払手数料	27,742	27,742	0	0.0%
出産育児一時金	12,000	12,000	0	0.0%
葬祭費	9,000	9,000	0	0.0%
傷病手当金	90	30	△ 60	△ 66.7%
国民健康保険事業費納付金	2,350,589	2,221,086	△ 129,503	△ 5.5%
医療給付費分	1,535,160	1,460,926	△ 74,234	△ 4.8%
後期高齢者支援金等分	627,017	585,832	△ 41,185	△ 6.6%
介護納付金分	188,412	174,328	△ 14,084	△ 7.5%
保健事業費	107,173	102,651	△ 4,522	△ 4.2%
特定健康診査等事業費	79,012	76,769	△ 2,243	△ 2.8%
保健事業費	28,161	25,882	△ 2,279	△ 8.1%
基金積立金	180	1,475	1,295	719.4%
諸支出金	16,500	16,460	△ 40	△ 0.2%
償還金及び還付加算金	16,500	16,460	△ 40	△ 0.2%
予備費	1,000	1,000	0	0.0%
歳出合計	10,123,240	10,048,630	△ 74,610	△ 0.7%

【参 考】

区 分	令和6年度(A)	令和7年度(B)	増減(C)	伸率(C/A)
療養諸費費用額	8,522,428千円	8,455,125千円	△ 67,303千円	△ 0.8%
年間平均被保険者数	18,570人	17,981人	△ 589人	△ 3.2%
一人当たり医療費	458,935円	470,226円	21,677円	4.7%

令和7年度 保健事業の概要

＜取組方針＞

令和6年3月に策定した「酒田市国民健康保険データヘルス計画〔第3期〕・特定健診等実施計画（第4期）」に基づき、被保険者の健康保持や医療費適正化に向けた事業に積極的に取り組む。

また、県が実施する特定健診未受診者対策事業「みなし健診事業」のモデル地区として酒田地区医師会十全堂の協力を仰ぎ参画することで、特定健診の受診率上昇を図る。

○特定健康診査等事業費（予算額 76,769,000円）

高齢者の医療の確保に関する法律により、各医療保険者に義務付けられたメタボリックシンドロームに着目した特定健診及び特定保健指導を行う。

(1) 特定健診（目標受診率：53%）

対象者・・・40歳～74歳の国民健康保険被保険者

(2) 特定保健指導（目標実施率：71%）

対象者・・・健診の結果により「積極的支援」及び「動機付け支援」に区分された方
内 容・・・生活習慣病予防に向けた保健師・管理栄養士等による計画的指導

(3) 特定健診未受診者対策事業

・経年未受診者への受診勧奨、40歳の国保加入者に特化した受診勧奨

	目標値
勧奨者（経年未受診者）の受診割合	7%
勧奨者（40歳到達者）の受診割合	20%

(4) 特定健診受診者フォローアップ事業

・血糖要受診者、血圧要受診かつ血糖要指導者に対する個別結果説明と受診勧奨等

	目標値
受診勧奨判定値を超えている者の医療機関受診率	57%

○保健事業費（予算額 25,882,000円）

健康教育、健康相談、健康診査その他被保険者の健康の保持増進のために次のような事業を行う。

(1) 人間ドック助成事業

・本市で行う人間ドックを受診する40歳以上の国保被保険者に対し費用の一部を助成

(2) 地域保健サービス事業

・在宅看護師等の電話指導により健康づくり指導や適正受診を図る

(3) 生活習慣改善事業

・食生活改善や適度な運動による健康づくりを推進するため各種教室を開催

(4) 広報活動事業

・「国保さかた」の発行（年4回）

(5) 医療費適正化事業

・医療費通知の発行（年1回）、ジュネリック医薬品差額通知（年3回）の発行、コールセンターの活用（国保連合会共同処理）

(6) 早期介入保健指導事業

・若年者（35～39歳の国保被保険者）健診の受診勧奨及び健診料金への助成

(7) 健康教育

・糖尿病・高血圧予防教室、運動教室の開催